

労働災害再発防止のための自主点検の方法について

青梅労働基準監督署

1 労働災害再発防止対策の重要性

労働者が仕事をするにあたって、安全でかつ安心して働ける環境づくりは、事業者としての責務です。そのため、労働災害を『未然に防止する』措置を構築することが重要です。

また、労働災害が発生した場合は、同種または類似の災害を繰り返さないようにするため、対策を講じること重要であり、事業者としての責務でもあります。

労働災害を発生させてしまった場合の同種災害再発防止対策の手順としては、概ね、①発生原因を調査する、②再発防止対策を考える、③その防止対策を実行する、となります。（詳細は下記のとおり）

2 労働災害の再発防止対策の流れ

① 発生状況の把握

いつ、どこで、どのような作業をしているときに、どのような状況で、そのような災害が発生したかを調べます。

② 原因の調査

なぜ、労働災害は発生したのか、労働災害の原因を調べます。

一般的に労働災害発生の原因としては、「機械設備等の不安全な状態」等の物的な原因と「労働者の不安全な行動」等の人的な原因に分けられます。そして、不安全な状態や不安全な行動を生じさせた原因として「安全管理面の不備・欠陥」があげられます。

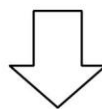
原因の調査にあたっては、直接的な原因だけでなく間接的な原因（労働者が不安全行動を行った場合、なぜ不安全行動を行ったのか（例えば、作業手順が定まっていなかったため不安全行動を行ったということ）を調査することも重要です。

③ 再発防止対策の検討

原因を調査した後、どのようにすればその原因を取り除き労働災害を防止できるのか、防止対策を考えます。

④ 再発防止対策の実施

検討された再発防止対策を実行します。なお、実行された再発防止対策が適切なものか否か、実施後、見直すことも必要です。



このような一連の流れを文書化し 対策書として記録することが重要です。

3 防止対策の一例（参考）

（1）機械設備等の不安全な状態に対する防止対策

- ・ 機械に挟まれ、巻き込まれ⇒機械に囲い、覆い等を設置する
- ・ 高所からの墜落・転落⇒安全な作業床の確保（作業床のある足場の設置）、手すり・中さん等の設置
- ・ 転倒災害⇒床面を滑りにくくする、滑りにくい靴を履く、床の段差をなくす
- ・ 適切な安全装置等を設置する
- ・ 適正な保護具を使用する
- ・ 機械設備の点検を定期的実施する
- ・ 安全装置、保護具を日常的に点検する
- ・ 安全通路を定める
- ・ 事業場内の整理整頓を行う
- ・ 照明を明るくする

（2）労働者の不安全な行動に対応

- ・ 安全な作業手順を定め、労働者に周知・徹底する
- ・ 安全な作業手順どおり実行するように労働者に安全教育を実施する
- ・ 災害事例を公表し、類似災害を防止するように注意を喚起し、労働者の安全意識を高める
- ・ 保護具の適正な使用方法を徹底させる
- ・ 交通事故に対する交通安全教育を実施する
- ・ 注意喚起のための掲示をする
- ・ 腰痛防止のための作業方法の確立や体操を実施する

（3）その他

- ・ 安全衛生管理体制の確立、安全衛生委員会を活性化する
- ・ 資格の必要な作業には有資格者を就かせる（無資格者は作業させない）
- ・ 作業主任者の選任が必要な作業については、必ず作業主任者を選任する
- ・ 事業場内の安全総点検（安全パトロール）を実施し、機械設備等の不安全な状態や労働者が不安全な行動を行っていないか点検する
- ・ 職長教育を実施する
- ・ ヒヤリハット事例を収集し、防止対策を検討、実施する

4 自主点検作成例等について

労働災害再発防止自主点検の記入例等については、東京労働局ホームページ内の「青梅労働基準監督署からのお知らせ」から確認できますのでご利用ください。

青梅労働基準監督署ホームページ

「青梅労働基準監督署からのお知らせ」 URL →
又は

青梅労働基準監督署からのお知らせ

検索



青梅労働基署HP

労働災害再発防止対策書 [記入例1 (建設業)]

※ 3. 再発防止対策、4. 労働災害防止対策の水平展開については、改善前、改善後の状況がわかるように適宜写真を添付してください。

No. ー

事業名称	○×△建設株式会社	業種	内装工事業
事業場所在地		労働者数	20名

被災者	氏名	労働太郎	性別	男・女
	年齢	39才	休業(返)日数	2ヵ月
	傷病の部分	頭部 例：(右手の親指)	勤続年数	1ヵ月
	傷病の性質	脳挫傷 (例：骨折)	経験年数	1ヵ月

1. 災害発生状況

いつ	どこで	だれが	どんな作業をしていたときに	どのように災害が発生したか
平成30年11月10日 午前 10時00分 午後	○×マンション新築工事現場で	内装工の労働太郎が	枠組足場に設置したウィンチを使用し、バケツに入れた材料を枠組足場4段目の作業床上で荷揚げ作業中に	バケツを引き込もうとした際、筋交いを取り外した枠組足場4段目から墜落したものに

2. 災害発生原因 (災害の原因を調査してください)

2. 1 機械・設備に関すること (危険な状態が無かったか調査してください)

物自体の欠陥 (強度不足、粗悪、老朽化等)	
防護措置の欠陥 (カバーなし、手すりなし等)	①枠組足場の筋交いを取り外された場所で、作業を行った
作業場所の欠陥 (乱雑、狭い、滑り易い等)	
作業環境の欠陥 (照明不足、換気不足等)	
保護具・服装の欠陥	
その他	

2. 2 人に関すること (作業のやり方に不適切が無かったか調査してください)

安全装置の不使用 カバー、手すり等の取り外し	①枠組足場の筋交いを取り外した
決められた機械・工具を使わなかった	
保護具・服装の誤り	②安全帯を装着していなかった
決められた手順を行わなかった	
危険な箇所に行った・手を入れた	③枠組足場の筋交いを取り外された場所で作業を行った
機械運転中に掃除・修理・点検をした	
その他	

2. 3 安全衛生管理 (機械設備が危険、作業員が危険行動を行った原因を管理面から点検してください)

機械・設備導入時に安全な機械設備が検討しなかった	
日頃、機械設備を点検していなかった	
安全(衛生)担当者を決めていなかった	
安全(衛生)担当者が職務を行っていなかった	
安全な作業のやり方を決めていなかった	①安全な作業方法を定めていない
作業者に作業の方法の教育を行っていなかった	②安全教育を行っていない
日頃、作業のやり方をチェックしていなかった	③作業状況を確認していたが、黙認していた
その他	④その日の取組み、安全対策事項の打ち合わせを実施していない

3. 再発防止対策 (災害防止を検討してください)

3. 1 機械・設備の改善

①筋交いを取り外して作業を行う際は、単管で手すりを設けた後、作業を行う。 又は、筋交いを取り外して作業を行う際は、安全帯を枠組足場にに取り付けて作業を行う。

3. 2 作業方法の改善

①筋交いを取り外して作業を行う際の作業方法を定め、決められた手順で作業を行う。 ②現場内では、安全帯を常に装着する。

3. 3 安全衛生管理の改善

①筋交いを取り外して作業を行う際の作業方法を定める。 ②上記の作業方法を周知するための教育を作業員に実施する。 ③現場責任者が、不安全な状態、作業方法を黙認することなく適切に安全指示ができるよう、現場責任者教育を実施する。 ④その日の取組み、安全対策事項の打ち合わせを実施し、対策が確実に実行されていることを、現場責任者が確認する

4. 労働災害防止対策の水平展開 (再発防止対策を講じる際に把握した事業場内の他の機械・設備や作業でのリスクに対して講じた労働災害防止対策について記載してください)

労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業	労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業が有していたリスク	労働災害防止対策の水平展開の具体的内容

上記のとおり、労働災害再発防止対策を講じたので報告します。
年 月 日

担当者職氏名 TEL ー ー

**作成例 (自主点検サイト内で質問に回答していくと最終的
以下のような再発防止対策書が作成されます。)**

労働災害再発防止対策書 [記入例2 (機械器具製造業)]

※ 3. 再発防止対策、4. 労働災害防止対策の水平展開については、改善前、改善後の状況がわかるように適宜写真を添付してください。

No. ー

事業名称	○×製作株式会社 △△工場	業種	一般機械器具製造業
事業場所在地		労働者数	80名

被災者	氏名	労働太郎	性別	男・女
	年齢	39才	休業(返)日数	2ヵ月
	傷病の部分	左手首 例：(右手の親指)	勤続年数	10ヵ月
	傷病の性質	裂傷、打撲 (例：骨折)	経験年数	10ヵ月

1. 災害発生状況

いつ	どこで	だれが	どんな作業をしていたときに	どのように災害が発生したか
平成17年1月10日 午前 10時00分 午後	△△工場内で	派遣労働者の労働太郎が	フライス盤で自動車用金属部品の穴あけ加工中に	切粉を手で払っていたとき、右手にはめていた軍手がフライス盤の刃に巻き込まれた。

2. 災害発生原因 (災害の原因を調査してください)

2. 1 機械・設備に関すること (危険な状態が無かったか調査してください)

物自体の欠陥 (強度不足、粗悪、老朽化等)	
防護措置の欠陥 (カバーなし、手すりなし等)	
作業場所の欠陥 (乱雑、狭い、滑り易い等)	
作業環境の欠陥 (照明不足、換気不足等)	
保護具・服装の欠陥	(軍手の使用を禁止していなかったこと)
その他	

2. 2 人に関すること (作業のやり方に不適切が無かったか調査してください)

安全装置の不使用 カバー、手すり等の取り外し	
決められた機械・工具を使わなかった	
保護具・服装の誤り	作業の際、軍手をしていなかったこと
決められた手順を行わなかった	
危険な箇所に行った・手を入れた	
機械運転中に掃除・修理・点検をした	掃除の際、運転を停止しなかったこと
その他	

2. 3 安全衛生管理 (機械設備が危険、作業員が危険行動を行った原因を管理面から点検してください)

機械・設備導入時に安全な機械設備が検討しなかった	
日頃、機械設備を点検していなかった	
安全(衛生)担当者を決めていなかった	安全衛生推進者を選任していなかった
安全(衛生)担当者が職務を行っていなかった	
安全な作業のやり方を決めていなかった	安全な作業手順が定められていなかった
作業員に作業の方法の教育を行っていなかった	雇入時の教育等を実施していなかった
日頃、作業のやり方をチェックしていなかった	管理者による作業方法のチェックが行われていなかった
その他	

3. 再発防止対策 (災害防止を検討してください)

3. 1 機械・設備の改善

(フライス盤、ボール盤等、手が巻き込まれるおそれのある作業の時は、手袋の使用を禁止する)

3. 2 作業方法の改善

フライス盤、ボール盤等、手が巻き込まれるおそれのある作業の時は、手袋を使用しない
掃除(刃部を含む)は、機械の運転を停止してから行う

3. 3 安全衛生管理の改善

安全衛生推進者を選任し、安全衛生に係る業務を行わせる
安全な作業手順を作成する
雇入時等の教育、定期的な安全作業教育を行い、安全な作業手順を周知する
管理者による作業方法のチェック(巡回)を行い、不安全な作業を認めた場合はその場で正しい作業方法を行わせる

4. 労働災害防止対策の水平展開 (再発防止対策を講じる際に把握した事業場内の他の機械・設備や作業でのリスクに対して講じた労働災害防止対策について記載してください)

労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業	労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業が有していたリスク	労働災害防止対策の水平展開の具体的内容

上記のとおり、労働災害再発防止対策を講じたので報告します。
年 月 日

労働基準監督署長 殿

担当者職氏名 TEL ー ー

事業者職氏名

今後の労働災害防止にあたって

労働災害防止活動は再発を防止することと同じように、今後の新たに発生する労働災害を防止することも重要であります。

今回の災害についても災害が発生したことにより、業務遂行上、大変苦慮され、更に被災者も生活面も含めて大きな打撃を受けたものと考えられます。

そのため、これからは再発防止のみに限らず、作業の中で存在する危険の芽（危険有害要因）を事前に摘み取ることで、「災害が発生してからの対策」ではなく、「災害が発生する前の対策」が災害防止にあたって極めて重要な取り組みとなっており、このような取り組みの中でリスクアセスメントが非常に重要な安全衛生管理手法であります。

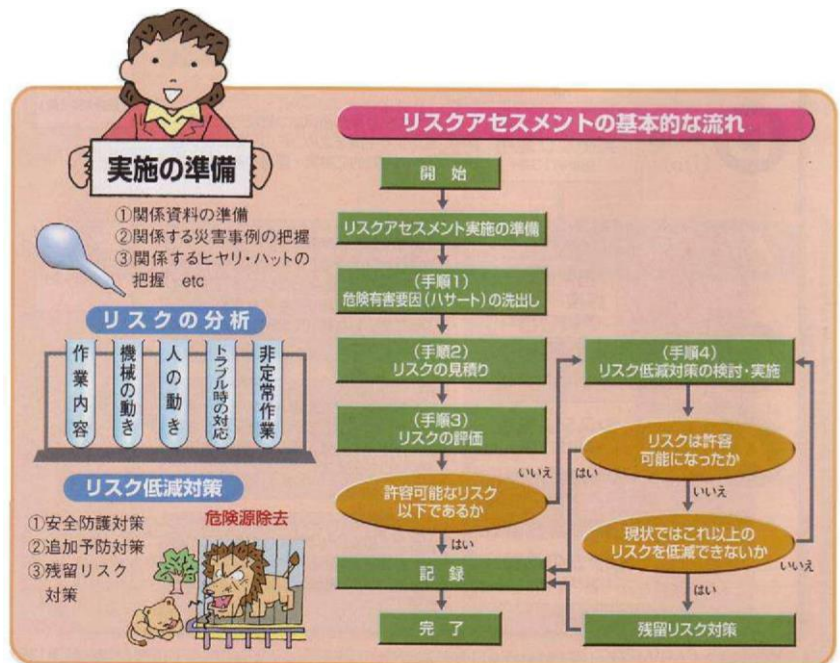
リスクアセスメントとは、職場における労働災害、健康障害の重篤性と発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、危険有害要因（災害と健康障害の要因）ごとのリスクの大きさを評価して、重要なものから災害・危険防止対策の優位順位を決めてリスク低減対策を実施していく手法であり、リスクアセスメントにより下記のような効果が挙げられます。

【リスクアセスメントの効果】

- (1) 災害要因を事前に排除できます。
- (2) 対策の優先付けが可能となり、費用対効果が向上します。
- (3) 安全配慮義務の履行に不可欠です。
- (4) 説明責任をまっとうするうえで不可欠です。
- (5) 作業者の直接的な判断を活用するので実効性が上がります。
- (6) 管理監督者と作業者との危険に対する認識が共有できます。
- (7) 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。

【リスクアセスメントの実施手順】

- ① 職場に潜在するものを含め、あらゆる危険有害要因を洗い出す。
- ② これらの危険有害要因について、危険有害性（リスク）の見積もりを行い、リスクの大きさを評価する。（評価基準（許容リスクレベルを含む）を決定して行う）
- ③ 必要性の高いものから順にリスク低減対策を検討・実施する。



※ リスクアセスメントの実施手法詳細については、厚生労働省のホームページから閲覧ダウンロードすることができます。

厚生労働省トップページから（検索サイトで「厚生労働省」と入力して検索してください）

■行政分野ごとの情報[労働基準]

→ ■分野別施策紹介[安全衛生対策] → [・リスクアセスメント等関連資材・教材]